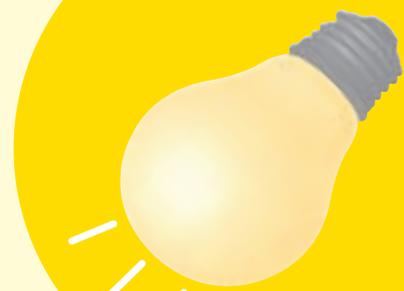


照度計は、用途によつては計量法による検定を受ける必要があります。



検定証印はありますか？



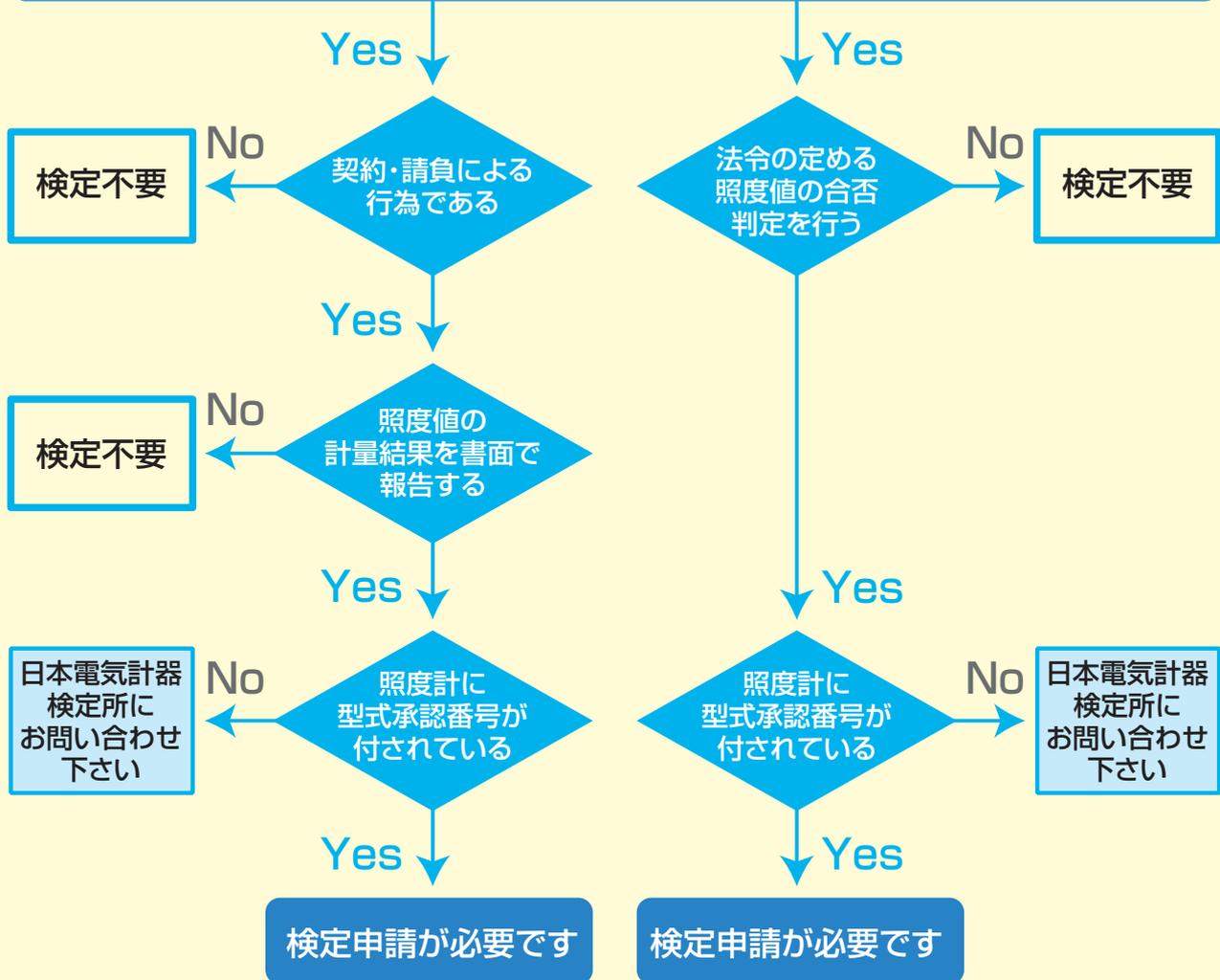
検定有効期限は過ぎていませんか？

照度計は「特定計量器」です。

「特定計量器」とは、計量法第2条第4項で「取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう」と定められています。

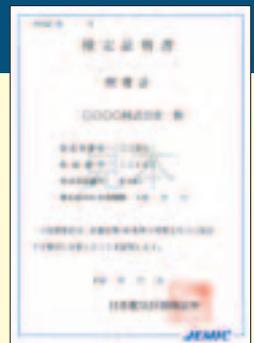
したがって取引や証明に用いる照度計は、計量法や関係法令による検定に合格したものでなければなりません。

照度計所有者



検定は、次のような場合に必要です。

- 営業許可申請書、請負契約等において、計量した照度値を記載し、官公庁・契約先に提出する場合
- 業務において、法令で定められた照度値の合否を判定する場合
 - 例) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)等：警察署
 - 例) 理容師法、美容師法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法、食品衛生法、薬事法等：保健所
 - 例) 建築基準法、消防法施行規則等：官公庁、消防署



合格品には検定証明書を無料で発行いたします。

検定のご案内

検定の有効期限は2年で、手数料は1台23,900円です。

お問い合わせ先

日本電気計器検定所 標準部 校正サービスグループ

〒108-0023 東京都港区芝浦4-15-7
 TEL 03-3451-6760 (ダイヤルイン) / FAX 03-3451-6910
 E-mail kousei-info@jemic.go.jp
 URL <http://www.jemic.go.jp>

■JEMICのネットワーク・代表電話

本 社 (03)3451-1181 東北支社新潟事業所 (025)246-3371 関 西 支 社 (06)6451-2355 中 国 支 社 (082)503-1251 九 州 支 社 熊 本 事 業 所 (096)325-2131
 北 海 道 支 社 (011)668-2437 中 部 支 社 (0568)53-6331 関 西 支 社 京 都 事 業 所 (075)681-1701 四 国 支 社 (0877)33-4040 沖 縄 支 社 (098)934-1491
 東 北 支 社 (022)786-5031 北 陸 支 社 (076)248-1257 関 西 支 社 尼 崎 事 業 所 (06)6491-5031 九 州 支 社 (092)541-3031

※無断転載・複製を禁じます。